

伊豆半島ジオパーク学術研究支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊豆半島ジオパーク学術研究支援事業補助金の交付等に関する事項を定める。

(交付目的)

第2条 この補助金は、伊豆半島ジオパークのフィールドを対象とした地形・地質調査研究及び地域の関わり等に関する社会・人文科学調査研究を支援し、学術資料の蓄積を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「研究員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 大学に在籍する学生又は大学院生
 - (2) 大学、研究機関等に所属する教員又は研究員
 - (3) その他伊豆半島ジオパーク推進協議会会長（以下「協議会会長」という。）が認めた研究員
- 2 この要綱において「補助対象経費」とは、研究に要した費用のうち、補助金の交付対象となる経費で、次に掲げるものとする。
- (1) 調査研究のための交通費
 - (2) 調査研究のための宿泊費
 - (3) 調査研究のための物品購入に要する経費
 - (4) その他研究活動に要する経費で協議会会長が認めるもの

(補助金の交付)

第4条 協議会会長は、研究員等が行う学術研究が、補助金の交付目的に合致すると認められるときは、当該研究員等に20万円（補助対象経費が20万円未満の場合は当該額）を上限として補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする研究員等は、協議会会長が指定する期日までに、伊豆半島ジオパーク学術研究支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、協議会会長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）（様式第2号）
- (2) 収支予算書（変更収支予算書・収支決算書）（様式第3号）
- (3) 研究者等経歴書（様式第4号）
- (4) 在学（在籍）証明書
- (5) その他協議会会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 協議会会長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、伊豆半島ジオパーク学術研究支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 協議会会長は、交付決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができる。

(事業内容の変更)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、協議会会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）（様式第2号）（軽微なものを除く。）
- (2) 収支予算書（変更収支予算書・収支決算書）（様式第3号）

2 協議会会長は、前項の規定による申請の内容が適当と認めたときは、交付決定（変更決定）するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、協議会会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）（様式第2号）
- (2) 収支予算書（変更収支予算書・収支決算書）（様式第3号）

(是正命令等)

第9条 協議会会長は、前条の実績報告があった場合において、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

2 補助事業者は、前項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 協議会会長は、前2条の規定による実績報告書を受理した場合は、審査又は調査を行い、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、伊豆半島ジオパーク学術研究支援事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、請求書（概算払・前金払）（様

式第8号）を協議会会長に提出しなければならない。

2 補助金の概算払いを受けようとする補助事業者は、請求書（概算払・前金払）（様式第8号）を協議会会長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 協議会会長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 協議会会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

- （1）この要綱の規定に違反したとき。
- （2）補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3）交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。